明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一〇〇）　一
○道路に関する件（同一〇一～一一三）　二
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一二〇～一三八）　六
○道路に関する件（同一三九～一四四）　九
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同一四五、一四六）
○道路に関する件
（北陸地方整備局三三三～四一）　一〇
○道路に関する件
（中部地方整備局四七～五二）　一二
○道路に関する件
（近畿地方整備局六六～七三、七七～八二）　一三
○都市計画に関する件（同七四～七六）　一三
○道路に関する件
（中国地方整備局三三三～四四）　一四
○危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限する件
（中国地方整備局・九州地方整備局一）　一五
○道路に関する件
（九州地方整備局六二～六六）　一九
○道路に関する件
（北海道開発局五八～六七）　二〇
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局一六）　二三
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　三
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三三
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
中部地方整備局公示（中部地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　四四
北海道開発局公示（北海道開発局）
国家試験
CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　四四
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十九年度平成三十年一月分）（財務省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、基本測量関係事項、一級建築士の免許の取消し関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第三条第一項第二号イに定める道路の指定、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事区間変更・料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、阪神高速道路株式会社工事開始・料金の額及び徴収期間の変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金設立関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　三七
会社その他
会社決算公告　四六

告　示

○東北地方整備局告示第百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　山形県

第2　事業の種類　一般国道287号改築工事（米沢北バイパス・山形県米沢市窪田町東江股字寺田地内から同市六郷町西江股字井戸尻地内まで）及びこれに伴う一級河川付替工事並びに用排水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　山形県米沢市窪田町東江股字寺田、字広ノ前、字谷地、字堰場及び字上川原並びに六郷町西江股字大下川原、字中川原、字血下場、字穴田、字八十刈及び字井戸尻地内

2　使用の部分　山形県米沢市窪田町東江股字寺田、字谷地、字堰場及び字上川原並びに六郷町西江股字大下川原、字中川原、字血下場、字穴田、字八十刈及び字井戸尻地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県米沢市窪田町小瀬字鎌倉上地内から東置賜郡川西町大字西大塚字田中椿地内までの延長13.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道287号改築工事（米沢北バイパス）及びこれに伴う一級河川付替工事並びに用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道287号改築工事（米沢北バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される一級河川の従来の